

令和5年玉村町議会第1回定例会会議録第1号

令和5年3月2日（木曜日）

議事日程 第1号

令和5年3月2日（木曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 請願の付託
- 日程第 5 町長施政方針
- 日程第 6 議案第 3号 玉村町公契約条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4号 玉村町福祉医療費支給に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 5号 玉村町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び玉村町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 6号 玉村町子ども・子育て会議設置条例及び玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 7号 玉村町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 8号 玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 9号 玉村町地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積促進地域における町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の廃止について
- 日程第 13 議案第 10号 令和4年度玉村町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第 14 議案第 11号 令和4年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 15 議案第 12号 令和4年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 16 議案第 13号 令和4年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 17 議案第 14号 令和4年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 18 議案第 15号 令和5年度玉村町一般会計予算
- 日程第 19 議案第 16号 令和5年度玉村町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 20 議案第 17号 令和5年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 21 議案第 18号 令和5年度玉村町介護保険特別会計予算

- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 令和 5 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
日程第 2 3 議案第 2 0 号 令和 5 年度玉村町水道事業会計予算
日程第 2 4 議案第 2 1 号 令和 5 年度玉村町下水道事業会計予算
日程第 2 5 議案第 2 2 号 町道路線の認定について
日程第 2 6 議案第 2 3 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
日程第 2 7 議案第 2 4 号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	羽鳥光博君	2番	堀越真由子君
3番	松本幸喜君	4番	新井賢次君
5番	小林一幸君	6番	月田均君
7番	備前島久仁子君	8番	三友美恵子君
9番	高橋茂樹君	10番	浅見武志君
11番	宇津木治宣君	12番	笠原則孝君
13番	石内國雄君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	萩原保宏君
教育長	角田博之君	総務課長	齋藤善彦君
企画課長	大堀泰弘君	税務課長	丸山智志君
健康福祉課長	岩谷孝司君	子ども育成課長	中野利宏君
住民課長	重田勢津子君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	金子忠雄君	会計管理者兼会計課長	舛田昌子君
学校教育課長	根岸真早子君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	局長補佐	関根伸行
--------	-----	------	------

○議長挨拶

◇議長（石内國雄君） 着席願います。おはようございます。

令和5年玉村町議会第1回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る2月6日に発生したトルコ・シリア地震で亡くなられた多くの方々へのご冥福をお祈りするとともに、被災された方々へ一日も早く支援の手が届きますようお願い申し上げます。さらには、ロシアとウクライナの戦争が一日も早く終結することを願うばかりであります。

我が国においては、新型コロナウイルスの感染症の発生から3年余りがたち、政府は感染法上の分類を5月8日から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げるとしています。コロナ前と変わらぬ活発な議会活動ができることを期待しています。

さて、令和5年玉村町議会第1回定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、年度末を控え、公私ともにご多用の中ご参集いただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

今定例会は、令和5年度の玉村町の諸施策を展開する上で根拠となる条例や予算等の議案を審議していただく大変重要な議会であります。開会後には、玉村町長から令和5年度の玉村町の町政運営の基本的な考え方となる施政方針が表明され、併せてその施政方針を実現するために必要となる諸施策や予算等に関する重要な議案についても詳細な説明がなされるものと思います。議員各位におかれましては、住民の負託に応えるため、各議案に対しあらゆる角度から慎重な審議を尽くされ、適正にして妥当な議決が得られますようお願いいたします。

また、今定例会には10名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、充実した議会となりますよう活発な議論を期待するところであります。議員並びに町長をはじめ執行各位におかれましては、会期長き定例会となりますが、体調管理、感染症対策にも十分留意され、臨まれますようお願い申し上げます。挨拶といたします。



○表彰の伝達

◇議長（石内國雄君） ここで、開会の前に表彰の伝達を行います。

去る2月14日に開催されました群馬県町村議会議長会の定期総会において、笠原則孝副議長が町議会議員10年以上在職者として表彰されましたので、その伝達を行います。

笠原副議長は、演台の前にお進みください。

[12番 笠原則孝君、演壇の前へ進む]

表 彰 状

玉村町議会 笠 原 則 孝 殿

あなたは多年議会議員として地方自治の本旨を体しよく住民福祉の増進に寄与された功績はまことに多大であります。よってここに表彰いたします。

令和5年2月14日

〔拍 手〕

◇議長（石内國雄君） それではここで、群馬県町村議会議長会より表彰されました笠原則孝副議長よりご挨拶いただきしたいと思います。

笠原副議長、お願いいたします。

〔12番 笠原則孝君登壇〕

◇12番（笠原則孝君） 皆さん、おはようございます。先ほど群馬県町村議会議長会表彰をいただきまして、誠にありがとうございます。

私も議員生活を10年以上の長きにわたり務めてこられたのは、これも町民の皆様、また議員の皆様、そして執行の皆様の支えがあったからこそなされたことだと思います。これからも玉村町の発展のため、住民の健康、福祉のため精いっぱい頑張りますので、皆様のご指導、ご鞭撻をよろしく願います。本日は本当に誠にありがとうございました。（拍手）

◇議長（石内國雄君） この際ですので、議会を代表してお祝いを申し上げます。

笠原副議長におかれましては、玉村町議会議員としてこれまで長きにわたり地方自治の発展と住民福祉の増進のために、ご尽力をいただきましたことが認められたものであり、心からお祝い申し上げます。誠におめでとうございました。

以上をもちまして、表彰の伝達を終わります。



○開会・開議

午前9時6分開会・開議

◇議長（石内國雄君） 開会いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年玉村町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 諸般の報告

◇議長（石内國雄君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査報告が、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告が議長に提出されております。12月から2月に実施されました監査・検査の結果につきましては、お手元に配付したとおりであります。

また、議員派遣終了報告書が議長に提出されております。研修内容は、お手元に配付したとおりであります。

◇

○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（石内國雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、玉村町議会会議規則第127条の規定により、3番松本幸喜議員、4番新井賢次議員の兩名を指名いたします。

◇

○日程第3 会期の決定

◇議長（石内國雄君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期につきましては、去る2月22日、議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋茂樹議会運営委員長。

〔議会運営委員長 高橋茂樹君登壇〕

◇議会運営委員長（高橋茂樹君） おはようございます。それでは、議会運営委員会から報告いたします。

令和5年玉村町議会第1回定例会が開催されるに当たり、去る2月22日午前9時より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から3月17日までの16日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は、22議案を予定しています。

概要につきましては、まず日程1日目の本日は、請願2件の付託を行います。

次に、町長から令和5年度の施政方針が示されます。

次に、議案第3号について提案説明があり、総括質疑の後、委員会付託を行います。

次に、議案第4号から議案第9号までの6議案についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

続いて、議案第10号から議案第14号までの令和4年度補正予算関係5議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第15号から議案第21号までの令和5年度予算関係7議案について一括提案説明があり、総括質疑の後、予算特別委員会を設置し、付託を行います。

次に、議案第22号から議案第24号までの3議案についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行い、散会となります。なお、本会議散会后、予算特別委員会が開催され、正副委員長の選出を行います。

日程2日目は、事務整理のため休会とします。

日程3日目、4日目は、土曜日、日曜日のため休会とします。

日程 5 日目は、総務経済常任委員会が開催されます。

日程 6 日目は、民生文教常任委員会が開催されます。

日程 7 日目は、午前 9 時開議、一般質問を行います。質問者は 5 人です。

日程 8 日目は、午前 9 時開議、一般質問を行います。質問者は 5 人です。

日程 9 日目は、予算特別委員会が開催され、総務経済常任委員会所管の歳入歳出質疑が行われます。

日程 10 日目、11 日目は、土曜日、日曜日のため休会とします。

日程 12 日目は、中学校卒業式のため休会とします。

日程 13 日目は、引き続き予算特別委員会が開催され、民生文教常任委員会所管の歳入歳出質疑を行い、予算特別委員会として討論、表決を行います。

日程 14 日目及び 15 日目は、事務整理のため休会とします。

日程 16 日目は、最終日となり、午前 11 時から議会運営委員会が開催され、午後 1 時 30 分から全員協議会が開催されます。その後、本議会を午後 2 時 30 分に開議し、委員会に付託された請願について委員長から審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、委員会に付託された議案第 3 号について、委員長から審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、予算特別委員会に付託された議案第 15 号から議案第 21 号までの 7 議案について、委員長の審査報告の後、質疑、討論、表決を行います。

続いて、各委員長より開会中における所管事務調査報告及び閉会中における所管事務調査の申出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和 5 年玉村町議会第 1 回定例会の会期は、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から 3 月 17 日までの 16 日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から 3 月 17 日までの 16 日間とすることに決定いたしました。

○日程第 4 請願の付託

◇議長（石内國雄君） 日程第 4、請願の付託について議題といたします。

ただいま議題となっております請願については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

令和5年3月2日

玉村町議会第1回定例会

請 願 文 書 表

受理 番号	受 理 年月日	件 名	請願者又は代表者 住 所・氏 名		付 託 委員会等
1	5. 1. 20	子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める請願書	紹介議員	宇津木 治 宣	民生文教 常任委員会
			群馬県高崎市倉賀野町194 おひさま倉賀野保育園内 群馬県保育問題連絡会 会長 平石 美奈		
2	5. 2. 20	国及び関係機関に対し、インボイス制度実施中止を求める意見書提出を求める請願	紹介議員	宇津木 治 宣	総務経済 常任委員会
			群馬県伊勢崎市粕川町1618-2 伊勢崎佐波民主商工会 会長 奈良 民男		



○日程第5 町長施政方針

◇議長（石内國雄君） 日程第5、町長施政方針について。

これより施政方針について町長の報告を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。令和5年度の施政方針を報告させていただく前に、一言ご挨拶申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい始めて既に3年が過ぎました。長引くコロナは、私たちの社会活動や経済活動に大きな影響を与えてきましたが、現在は多くの国で規制が緩和され、平穏な日常に戻りつつあります。また、2月10日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、マスク着用の考え方の見直し等が決定され、屋内での着用は個人の判断に委ねることを基本とし、感染リスクの高い場合などには着用を推奨するというように変わりました。いよいよ卒業式はマスクなしが基本となるようで、マスクを取った笑顔の卒業式が見られるのではないのでしょうか。

一方、昨年2月からのロシアによるウクライナへの軍事侵攻は今なお続いており、世界情勢を不安に陥れています。罪のない人々の底知れぬ苦難が続いていることを憂慮し、この戦争が一刻も早く終わることを願ってやみません。この侵攻の影響で燃料価格をはじめとする原材料価格の高騰など、世

界各国でインフレを招き、世界経済の減速懸念が高まりました。国内においても急激な円安や物価高騰などにより、私たちの暮らしに大きな影響を与え続け、地方自治体を取り巻く環境もさらに厳しさを増しています。

また、2月に起こったトルコ、シリアにおける大地震は、内陸地震としては世界最大規模とも言われ、2つの国を合わせた死者数は、現在分かっているだけでも4万7,000人を超えました。日本で起こった東日本大震災から12年がたちますが、共に亡くなられた方々やそのご家族には心からお悔やみを申し上げたいと思います。

災害は、忘れた頃にやってくると思います。予測がつかないからこそ、ふだんから様々な事態を想定し、備えておかなければと強く感じております。

さて、このたび笠原則孝副議長におかれましては、群馬県町村議会議長会より、町村議会議員10年以上在職者として表彰されました。長年にわたる町議会議員としてのご功績が認められたものであり、心からお祝いを申し上げます。誠におめでとうございます。今後ともますますご活躍されますことをご祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

それでは、令和5年度施政方針を申し上げます。

令和5年玉村町議会第1回定例会の開会に当たり、令和5年度の町政運営に対する方針及び予算の概要につきまして所信を申し述べ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

初めに、私が町長という重責を担わせていただいてから4年目を迎え、この間、町民並びに議員の皆様方には、多大なるご指導と、温かいご支援、ご協力を賜り、改めて厚くお礼申し上げます。

振り返ってみますと、町長に就任してすぐに、新型コロナウイルス感染症が世界中で拡大し、未曾有の事態に日本中が恐怖と不安にさいなまれておりました。その様な状況において、目には見えない未知のウイルスから町民の生命と生活を守るべく、町長として全身全霊で対応してまいりましたが、昨今の世界情勢においては、感染対策や規制等が緩和され、日本国内においても、感染症法上の位置づけが、5月には5類相当へ変更される予定であるなど、感染症対策の出口が見えてきたように感じています。これまで、献身的に従事していただいた医療従事者をはじめ、介護従事者や障がい者福祉に携わる方々、学校の教職員や保育士、休業や時短要請にご協力いただいた事業者の方々、そして感染防止にご協力いただいた全ての町民の方々に対し、改めて深く感謝申し上げます。

引き続き、気を緩めることなく感染症対策を継続するとともに、コロナ禍の影響による孤立化や地域コミュニティの希薄化等に対し、人と人との繋がりを取り戻すため、アフターコロナを見据えた地方創生を推進し、新型コロナによって変容した社会における課題やニーズの解決に、全力で取り組んでまいります。

このように、コロナ禍からの社会経済活動の正常化は進展しつつあるものの、その一方で、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした世界の二極化や、不安定な為替相場等の影響により、国際的に原

材料やエネルギー、食糧価格等が高騰しております。また、欧米各国の金融引締めによる世界的な景気後退の懸念など、我が国の経済を取り巻く環境は、厳しさを増しており、今後、更に厳しい状況になることが予想されております。

国では、足元の物価高の克服を含め、構造的な賃上げや人への投資の強化等、持続可能で一段高い成長戦略に乗せていくため、成長分野への大胆な投資や少子化対策、子ども政策の充実といった、重要課題へメリハリのついた予算編成を行うこととしました。

玉村町の予算編成におきましても、世界の情勢や国の状況を踏まえつつ、目前に迫る喫緊の課題に対し、スピード感を持って対応するとともに、少子化や財政健全化といった長期的な課題に対しても積極的に取り組み、将来にわたって持続可能な行財政運営を確保するよう、指示したところであります。

具体的には、コロナ禍からの脱却と新たな地方創生を目指し、「アフターコロナを見据えた施策の展開」、「町民の安心・安全を守る」、「人口減少社会への適応」、「地域産業の活性化」を予算編成方針の重点項目として位置づけました。そして、新型コロナによって変容した社会において、新たな課題やニーズを的確に把握し、時代の要請に応じた予算へと最適化することにより、人と人との繋がりが実感できる社会、すなわち第6次玉村町総合計画における町の目指す将来像「暮らすなら、ここがいい。」を実現してまいります。

これらの編成方針により、令和5年度一般会計予算は、総額で115億6,000万円となり、対前年度比は1.1%減となっておりますが、国の新型コロナ対策に係る交付金やワクチン接種関連経費等の減少を考慮すると、実質0.2%増の増額予算となっております。

本予算では、行政の根本に関わる課題である人口減少に対し、少子化対策や子育て支援を中心に大胆に施策を展開し、地域振興や学校教育、生涯教育、SDGsやDXの推進等、アフターコロナを見据えた施策に舵を切ってまいります。更には、農業・商業・工業といった地域産業の活性化や、それら全てを統括した町の魅力発信に力を入れるとともに、住民の安心・安全を守るため、災害対応力の強化や地域防犯の推進にも取り組んでまいります。

町民一人一人が、それぞれの未来に向けた想いを胸に抱き、勇気を持って一步踏み出すことで、コロナ禍の社会における閉塞感を払拭するとともに、停滞していた人と人との交流を取り戻し、活気あふれる町にしたい。そんな想いを込め、「未来を展望し、新たな一步を踏み出す予算」といたしました。

それでは、令和5年度町政運営の具体的な内容でございますが、まずは、新型コロナウイルス感染症への対応について、日本においても5月のゴールデンウィーク以降に感染法上の位置づけが5類相当へ変更される予定であり、本格的にウィズコロナの時代に入ることとなります。町といたしましても、町民の命と健康を守ることを第一に、引き続き基本的な感染予防対策や希望者へのワクチン接種等に努めつつ、国の施策と歩調を合わせながら、社会経済活動との両立を図ってまいります。

そして、社会の正常化と同時に、今取り組むべき最重要課題は、少子化問題であると考えております。これは、町民の生活や行政の全てに影響を与える問題であり、コロナ禍の産み控えによる更なる出生率の低下など、このままでは、国や自治体としての根幹を揺るがしかねない事態であると危惧しております。これらの現状に対し、国は「異次元の少子化対策」を行うと表明し、様々な施策を打ち出しているところではありますが、玉村町におきましても、人口減少対策を大きな柱の1つとして位置づけ、あらゆる方策で人口減少に歯止めをかけ、町に住む全ての世代の方々が、将来にわたって安心して暮らせる社会が構築できるよう、全力で取り組んでまいります。

それらを実現すべく、令和5年度予算では、一步踏み込んだ少子化対策として、小中学校における第2子以降の給食費無償化を実施いたします。既に実施している町独自の施策である給食費の一部免除や、保育所・幼稚園等の第2子保育料及び副食費の無償化等と併せて、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、福祉医療費による子どもの医療費無料化につきまして、その対象を18歳の年度末まで拡大し、高校生世代の医療費無料化を実施してまいります。高校生世代の医療費無料化につきましては、県も無料化に伴う補助の実施を表明しておりますが、実施時期は未定となっております。町では、システム改修等の準備が整う令和5年10月から実施する予定であります。

更に、妊娠時からの伴走型支援の充実と計10万円相当の経済的支援を行う「出産・子育て応援交付金」の給付をはじめ、公立保育所における紙おむつの持ち帰り廃止、児童福祉や母子保健に関して包括的な支援を行う「こども家庭センター」の令和6年度開設に向けた準備に着手するなど、現在子育てをされている方々をはじめ、これから子育て世帯となる方々の将来への不安や経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる環境を整備してまいります。

また、長期にわたるコロナ禍によって、地域コミュニティや人と人とのつながりの希薄化が問題となっており、地域活動のみならず、地域福祉や災害対応等、日々の生活の中で幅広い影響を及ぼしております。アフターコロナの時代において、社会の閉塞感や孤立感を解消し、新たな地方創生を推し進めるためにも、花火大会や産業祭、町民体育祭、ふるさとまつりといった、人々が集い、交流する事業について、感染症に配慮しつつも積極的に実施するとともに、文化センター設立30周年や重田家住宅築140周年等の記念事業を実施するほか、移住促進や地域福祉、歴史資産の活用等、様々な分野に地域おこし協力隊を活用し、町全体を活性化してまいります。

地域福祉の充実といたしましては、聴力が低下した高齢者に対する補聴器購入助成や若年がん患者等の在宅療養支援、医療用ウィッグや胸部補整具の助成を新たに導入し、町民の日常生活における質的向上に取り組んでまいります。

そして、日々の安心・安全な町民生活を守るためには、災害等に対して、平時からの取組が大変重要となります。新年度では、町の防災計画の要となる「玉村町地域防災計画」につきまして、国や県の防災計画との整合性を図るとともに、近年多発する大規模災害を踏まえた内容に改訂するほか、専

門的知見を町の防災施策に反映するため、防災の有識者とのアドバイザー契約を締結いたします。また、消防団につきましては、第3分団及び第4分団統合後の南分団詰所の建設や軽可搬式消防ポンプ自動車の導入、新たな機能別分団である学生分団の発足など、消防団再編計画を着実に進めてまいります。更に、下水道事業の内水氾濫を対象とした雨水対策として、町内全域を対象にした簡易手法に基づく浸水シミュレーションを実施するなど、地域防災力の強化と災害時における万全な体制づくりを図ってまいります。また、ライフラインとして、将来にわたり安定的な水を供給するため、老朽化した浄水場更新に伴うPPP/PFIの導入可能性調査を進めるとともに、水道料金につきましても、多角的な視点から適正な料金体系及び料金改定を検討してまいります。

次に、経済活動の正常化に向けた取組として、コロナ禍で疲弊した農業、商業、工業を支え、アフターコロナにおける経済活動を後押しするため、新規就農者に対する経営開始資金や機械設備の導入等に対する助成、麦種子購入費用に対する助成等をはじめ、創業者に対する融資の保証料や利子の補助等、事業の新規立ち上げや継続に対して支援してまいります。また、「道の駅玉村宿」の駐車場拡張工事により、農畜産物をはじめとする地元特産品などの販売促進及び地域産業の活性化を図るほか、高崎玉村スマートIC北地区工業団地のアクセス道路や町内主要幹線道路の整備、更には、新たな産業団地候補地の概要計画策定等、将来にわたり持続的に成長できる町を目指し、各種施策を積極的に推進してまいります。

また、学校教育施設の整備では、老朽化した南中学校のトイレ改修工事を実施し、学校施設の質的向上を図るとともに、令和6年度以降の芝根小学校トイレ改修工事の設計に着手するなど、計画的な施設の長寿命化を推進してまいります。

更に、「2050年カーボンニュートラルの実現」に向け、環境負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、町内における全小中学校の照明LED化を実現し、学習環境の向上と二酸化炭素排出量の削減を図るとともに、県産材を活用した出生お祝い品の贈呈や、国産材を活用した小学校のベンチ改修などにより、木育啓発と森林の循環利用を図り、SDGsの推進に取り組んでまいります。

以上が、新年度予算における新たな取組等でございますが、ここからは、それぞれの主要事業につきまして、「第6次総合計画」の「6つの重点目標」に沿ってご説明いたします。

まず、重点目標①として、『「わざわい」から生命と財産をまもる』について、ご説明申し上げます。

初めに、ウィズコロナにおいて社会経済活動との両立を図る中、町民の皆様が安心して日々の生活を送れるよう、公共機関等において引き続き感染予防対策を徹底し、ワクチン接種につきましても、国の方針と歩調を合わせながら、希望する方々がスムーズに接種できる環境を整えてまいります。

次に、防災・減災対策及び消防体制の充実ですが、先述しました「玉村町地域防災計画」の改訂をはじめ、防災の有識者とのアドバイザー契約の締結、消防団再編実施計画に基づいた南分団詰所の建設や軽可搬式消防ポンプ自動車の導入、新たな学生分団の発足、下水道の雨水対策による浸水シミ

ュレーションのほか、道の駅玉村宿の受水槽改修による停電時の水供給確保や、災害時にスマホ等を持たない高齢者等に対する電話の自動音声による情報伝達・安否確認、防災備蓄倉庫の非常食や資機材等を確保し、更なる地域防災力の強化を図ります。

次に、防犯体制の充実では、防犯カメラの更新やLED防犯灯の適切な維持管理により、地域における犯罪抑止を図るとともに、特殊詐欺等被害防止対策として、啓発活動や防犯機能を備えた電話機等の購入助成を引き続き行ってまいります。

次に、交通安全対策の充実ですが、カーブミラーや区画線、路面標示等の整備を進め、交通安全施設の充実に努めるとともに、高齢ドライバーによる交通事故の未然防止を図るため、高齢運転者を対象に運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを引き続き推進してまいります。

続きまして、重点目標②として、『子どもを育て未来をつくる』について、ご説明申し上げます。まず、子育て支援環境の整備充実です。

冒頭でも申し上げましたが、自治体にとって人口減少は、全ての行政サービスに影響のある喫緊の課題であり、少子化対策として、町を挙げて子育て世代を全力で支援することが、子どものみならず、働き世代の増加に結び付き、それらが高齢者を含めた全町民に還元されるものと考えます。そのための方策として、先述した小中学校における第2子以降の給食費無償化、高校生世代の医療費無料化、出産・子育て応援交付金、公立保育所における紙おむつの持ち帰り廃止、「こども家庭センター」設立に向けた準備や調整等を行うほか、保育所における待機児童対策として、子どもの年度途中の入所を見据えて保育士を確保する民間保育事業者に対して補助金を交付し、保育士の人材確保と待機児童の受け皿の確保に努めるとともに、令和4年度に実施した民間事業者の保育士・放課後児童支援員の賃上げによる処遇改善につきましても、引き続き実施してまいります。

また、子どもの貧困対策では、子どもの成長を社会全体で支えるため、「子ども食堂」や「学習支援」に取り組む民間活動を積極的に支援するとともに、企業版ふるさと納税を活用した官民連携の取組として、フードバンク事業における備蓄庫等を整備することで、サービスの充実を図り、町の未来を担うすべての子どもたちの健やかな成長を支援してまいります。

次に、教育環境の整備充実です。コロナ禍においては、デジタル教科書やクラウド型デジタル教材等の導入、自宅でのWi-Fi環境の確保など、全ての児童生徒が場所や手法にとらわれずに学習できる環境を整備してまいりました。新年度においても、引き続き良好な学習環境を確保するとともに、学校におけるICT教育を一層推進してまいります。

また、社会問題となっている教員の多忙化につきましても、その解消に向け、教員の事務作業を補助する「スクール・サポート・スタッフ」の配置をはじめ、人材育成をサポートする「キャリア・サポート・スタッフ」や中学校における「部活動指導員」の配置などの充実を図ってまいりました。新年度からは、新たに中学校におけるテストの採点・集計をデジタル化する採点支援ソフトを導入することにより、よりきめ細やかな指導の充実や、子どもたちと向き合う時間の確保を図り、教員の多忙

化解消対策にもつなげていきたいと考えております。また、休日の部活動の段階的な地域移行や合同部活動等につきましても、引き続き実践研究を進めてまいります。

学校施設の整備充実では、先述した南中学校のトイレ改修工事をはじめ、既に照明がLED化されている中央小学校を除く全小中学校について、体育館を含む施設全ての照明のLED化を実現し、子どもたちの学習環境を向上するとともに、電力使用量及び温室効果ガス排出量の削減によるSDGsの推進に取り組んでまいります。

また、子供の発達に係わることや不登校等につきましては、一人ひとりに合った細やかな支援を行うため、学校や家庭、通級教室やふれあい教室など、関係機関が連携し、それぞれの発達段階に応じたきめ細やかな指導及び支援の充実を図ってまいります。

続きまして、重点目標③として、『元気に年を重ねられる町をつくる』について、ご説明申し上げます。

まず、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉の充実です。玉村町では、地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、令和4年度から「重層的支援体制整備事業」に取り組んでおります。

具体的には、地域における高齢者支援の総合相談窓口である「地域包括支援センター」の設置や、基幹相談支援センターにおける専門資格職員の配置による障がい者相談支援機能の強化をはじめ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置、「ふれあいの居場所」や「ひきこもり」等の参加支援である「なにもしなくていい居場所」の設置、アウトリーチ等を通じた継続的支援など、介護、障がい、子ども、生活困窮といった分野毎ではなく「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に取り組む事業であります。新年度では、その中の「多機関協働事業」において、連携協定を締結している高崎健康福祉大学との協働事業として「ひきこもり実態調査」を実施し、潜在的な引きこもり等を把握し、今後の施策につなげていくほか、新たに福祉分野において「地域おこし協力隊」を活用し、様々な地域課題に対して社会資源との連携による問題解決を図ってまいります。

これらのほか、高齢者福祉の充実では、身近な地域で自身の介護予防に取り組む「筋力向上トレーニング」、「あおぞら体操」によるフレイル予防の推進や、認知症サポーターの養成、民生委員の見守り活動などと連携しつつ、地域社会との「つながり」をしっかりと保ちながら高齢者が安心して暮らせるようサポートしてまいります。また、路線バスにおいて、廃止となった敬老割引バスカードに代わる新たな補助制度を導入し、高齢者の路線バス利用を促進するとともに、タクシー利用料補助や乗合タクシーたまりの活用により、交通弱者の交通手段の確保に取り組んでまいります。

障がい福祉の充実では、特に、特別な支援を要する子どもたちの増加が顕著となっていることから、医療的ケアの充実を図るとともに、のびやか発達相談や保育所、幼稚園等への巡回相談などにより、適切に医療や障がい福祉サービスへとつなげてまいります。

また、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業等につきましても、利用する児童の増加等に対応した予算を確保し、障がい児やその家族が、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようサポートを充実し、自立して社会参加できる共生社会の実現を進めてまいります。

なお、これらの福祉施策の基本となる「地域福祉計画」や「障がい者福祉計画」等については、令和5年度が計画期間の最終年度となるため、次期計画の策定にも取り組んでまいります。

次に、社会保障の充実では、国民健康保険及び後期高齢者医療特別会計の特定健診やしなやか健診をはじめ、受診結果に基づいた保健指導等の取組により、疾病の早期発見、重症化予防に努めるとともに、それぞれの特別会計において、安定した制度運営を図ってまいります。また、子どもの医療費無料化につきましても、先述したとおり、対象を高校生世代まで拡大し、福祉医療制度の充実と健康の保持及び増進を図ってまいります。

また、介護保険特別会計では、「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の最終年度となるため、次期計画の策定を進めるほか、地域包括ケアシステムの深化に向けて、介護予防に重点を置いた多様なサービスや、協議体を中心とした生活支援の充実により、「高齢者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」を目指して、介護保険制度の円滑な運営に努めてまいります。

次に、保健予防・健康づくりでは、各種検診の受診率向上に取り組むとともに、より多くの町民が主体的に生活習慣病の予防や改善、健康増進に取り組み、健康寿命の延伸につなげていけるよう、バランスの取れた食生活の実践や定期的な各種検診の受診、フレイル予防などの普及啓発活動に取り組んでまいります。また、新たな施策として、若年がん患者が、住み慣れた自宅等で自分らしく自立して過ごせるよう、在宅医療にかかる費用の一部を助成するとともに、がん患者等に対してウイッグや胸部補整具等の購入費用の一部を助成することにより、患者及びその家族の負担軽減と日常生活の質的向上に取り組んでまいります。

地域医療の充実では、新型コロナウイルスの感染症法上における位置づけの変更等により、医療提供体制が大きく変化することが予想されるため、伊勢崎佐波医師会との連携を強化し、町民誰もが安心・安全な診療が受けられる体制を確保するとともに、引き続き休日及び夜間における小児医療を含む救急医療体制や、休日における歯科診療体制の確保、看護師養成所の支援等を実施してまいります。

次に、生涯学習の推進ですが、地域における生涯学習活動の啓発及び推進を図るため、さわやか教室をはじめとする町民各種講座を開催し、時代の要請に応じた学習機会を提供するとともに、「ばらまつり」や「文化センターまつり」の開催により、ボランティア活動の意欲向上と生涯学習活動の参加を促進してまいります。更に新年度は、文化センター設立30周年でありますので、その記念事業等を開催し、更なる文化芸術活動の推進を図ってまいります。

次に、スポーツの振興です。町民誰もが、それぞれのライフステージに応じて、いつでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができるよう、スポーツ施設における環境整備や、多

様なメニューで各種スポーツ教室を開催するほか、町民体育祭では、ふれあいを合い言葉に「いつでも、どこでも、みんなで」できるスポーツ・レクリエーションとして開催方法を見直し、町民の体力の向上・健康の保持増進を図ってまいります。

次に、人権の尊重・男女共同参画の推進です。人権問題では、町民一人ひとりが、人権に対する正しい知識と認識を深めるため、「平和と人権」について考える平和記念映画を上映するほか、男女共同参画では、女性のキャリアと子育ての両立をはじめ、LGBTへの差別の排除や理解を促すための社会活動など、様々な課題解決に向けて、講演会の開催や普及啓発活動に取り組んでまいります。

続きまして、重点目標④『生活しやすい環境をつくる』について、ご説明申し上げます。

まず、生活環境の充実では、飼い主の望まない犬・猫の出生を減らし、捨て犬、野犬・野猫の発生を防止するため、引き続き犬・猫の避妊手術に対する助成を行うほか、景観の向上や空き家の適正管理を推進するため、空家等対策計画の改定を行うとともに、空き家の除却費用の一部助成を継続し、生活環境や居住空間の改善に努めます。

次に、環境保全・環境共生の推進では、環境基本計画に基づき、社会情勢や環境課題の変化に適切に対応し、環境負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、新年度では全小中学校の照明LED化を実施し、電力使用量及び二酸化炭素排出量の削減に取り組むほか、県産材・国産材の積極的な活用により森林の循環利用を促進してまいります。また、家庭においても再生可能エネルギーの導入を推進するため、太陽光発電及び蓄電池システム設備の設置費の一部助成を行うなど、脱炭素化社会に向けたSDGsの取組を推進してまいります。

次に、廃棄物処理体制の充実では、循環型社会を推進するSDGsの観点から、生ゴミ処理機の購入助成や古紙類の集団回収及び拠点回収、古着や雑古紙などのステーション回収等による資源化を促進するとともに、クリーンセンターの計画的な長寿命化改修工事を行ってまいります。

次に、河川の保全・公園緑地の充実では、玉村町の豊富な自然環境を活用した水辺の森公園の環境整備や、町内の公園施設等について、誰もが安心して安全に利用できるよう適切に維持管理を行うほか、地域における小規模な公園については、効果的な利活用を図るため、地域住民との協働管理を推進してまいります。

次に、土地利用の推進・市街地の形成です。賑わいを増す道の駅「玉村宿」では、一般利用者の増加等による駐車場不足を解消するため、駐車場拡張工事を実施し、利用者の安全確保と利便性の向上を図るとともに、高崎玉村スマートIC北地区工業団地の造成に伴うアクセス道路の整備や、新たな産業団地候補地の概要計画を策定するなど、町内における企業立地の促進を図ってまいります。

次に、道路網の整備充実では、東部工業団地へのアクセス道路となる町道103号線道路改良事業について、引き続き国庫補助を活用し進捗を図るとともに、上陽小学校南門から北部公園までの間の町道3041号線について、歩道設置を含む道路改良工事を進めるため、詳細設計や用地測量等を実施いたします。また、地域経済を下支えする町単独事業として、老朽化した幹線道路の舗装修繕工事

を推進するほか、各種計画に基づいた道路ネットワークへの対応や地区要望等の既存道路の補修・改良、新橋建設促進化など、道路施設全般の充実に努めてまいります。

次に、公共交通の整備です。高齢者等の通院や買い物など、日常生活に必要な交通手段を確保するため、引き続き乗合タクシー「たまりん」の運行と、高齢者へのタクシー料金の一部補助を行うとともに、廃止となった路線バスの敬老割引バスカードに代わる新たな補助制度を導入するなど、交通弱者の交通手段の確保に取り組んでまいります。

次に、上水道の整備充実では、「安全な水」を将来にわたって町内全域に届けていくことができるよう老朽管の更新を進めるとともに、PPP/PFIの導入可能性調査や、適正な料金体系及び料金改定の検討を進めてまいります。

また、下水道の整備充実では、事業計画に基づいた汚水管渠築造工事を推進するとともに、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するためのストックマネジメント計画を策定し、令和8年度までの概成に向けて積極的な整備を進めてまいります。

続きまして、重点目標⑤『たまむらの良さを次世代につなぐ』について、ご説明申し上げます。

まず、観光・移住促進による地域振興です。ここ数年、人が集まるイベント等については、コロナ禍の影響で中止せざるを得ない状況もございましたが、新年度においては、人々が集い、交流するイベント等について、感染症対策に配慮したうえで積極的に実施するとともに、地域のお祭りを盛り立てながら、地域の活性化を図ってまいります。また、「玉村町魅力発信機構」による魅力・情報発信の強化により、地元特産品の販路拡大や、交流人口の増加を図り、賑わいと活力のあるまちづくりを推進するとともに、町外からの移住促進に向け、新たに「地域おこし協力隊」を活用し、移住希望者とのマッチング等も支援してまいります。

次に、芸術・文化活動の推進では、文化センターにおける玉村町文化振興財団による良質な芸術文化の提供や、多彩な芸術・文化事業の展開により、町民の芸術・文化に対する意識の高揚、地域における文化意識の向上を図ってまいります。

次に、文化財保護・地域資源の活用ですが、新年度では、重田家住宅の築140年を記念して、「健康」をテーマにした記念事業を開催するとともに、新たに重田家を活動拠点として「地域おこし協力隊」を活用し、「食」をテーマに地域活性化に取り組み、地域ブランドの強化や健康意識の啓発と合わせて、重田家住宅の知名度向上を図ってまいります。

続きまして、重点目標⑥『笑顔と活気ある地域をつくり、つなげる』について、ご説明申し上げます。

まず、農業の振興では、先述した、新規就農者に対する経営開始資金の助成や、ハウスや機械設備の導入補助等による農業の担い手確保、麦種子購入費用の助成等、就農後の農業経営の安定化に向けた支援を行ってまいります。

また、畜産振興では、地元特産品である肉用牛の生産基盤の確立を図るため、「優良素畜」の導入

や、「畜産ヘルパー」の利用支援など、畜産農家の経営効率化に向けた取組を支援するとともに、県内外で発生しているCSFの感染防止対策として、引き続き消毒薬やワクチン接種費用の一部助成を行い、畜産農業の振興を図ってまいります。

農業用施設の整備推進では、安定した農業用水の確保として、角淵地区の用水路改修工事を実施するほか、本町の水田地帯へ農業用水を供給するかんがい施設の坂東大堰については、令和12年度の完成に向けて、関係5市町の負担により老朽化に伴う第2期改修工事を進めるほか、広瀬桃木導水路の法面整備も併せて実施し、水田農業の振興に努めてまいります。

次に、商工業の振興でございますが、産業の振興や雇用機会の拡大を図るため、引き続き企業立地促進奨励金制度により、町内に新たに事業所を整備する企業を支援するとともに、町内での創業を支援するための創業者融資事業など各種制度融資により、地域経済の活性化と雇用拡大に努めてまいります。

更に、人口減少が急速に進む中、本町が将来にわたって持続的に発展していけるよう、新たな産業団地候補地の概要計画を策定し、雇用の創出、産業振興、税収増等を図ってまいります。

次に、消費生活相談体制の充実では、町民の皆様が安全に安心して暮らせるよう、困ったときの相談窓口として、消費生活センターの充実を図り、地域との連携を深めながら、生活に関する情報提供を積極的に行ってまいります。

次に、住民自治・協働・交流によるまちづくりの推進についてですが、コロナ禍で縮小していた住民活動等について、住民活動サポートセンター「ぱる」を中心に、まちづくり活動やボランティア活動をはじめ、様々な文化活動の活性化を図るほか、友好交流都市との交流につきましても、幅広い分野で連携を深め、相互交流を通じた友好関係をさらに発展させてまいります。また、大学連携では、福祉や教育、健康づくり、スポーツなど、まちづくり全般にわたる連携協力により、学生が活躍できる環境の整備充実を図ってまいります。

次に、多文化共生・国際化の推進についてですが、現在、本町における外国人の数は、30カ国以上で1,000人を超えており、今後も増加することが見込まれております。言語や文化、習慣が異なる多様な外国人の方々が、同じ地域社会の一員として、より幅広い交流を深めながら、外国人の抱える問題や相談ニーズに対応するとともに、多様性を受け入れる「多文化共生社会の実現」に向けて取り組んでまいります。

次に、行政改革の推進です。まず、ここ数年のコロナ禍のように、日々変化する社会情勢や新たに生まれる課題やニーズに対して、持続可能な行政サービスを提供するためには、様々な変化に柔軟かつ弾力的に対応できる組織と人材が必要であります。行政組織の見直しでは、機動的、弾力的な行政運営が可能となるよう、縦割りの組織を超えたフレキシブルな対応を行う一方で、安定的・継続的な行政サービスの提供も確保してまいります。

また、限られた人材で最大限の効果を上げるため、自己啓発、職場研修、職場外研修等を効果的に

活用し、より一層の職員の資質向上を図るとともに、メンタルヘルスやワークライフバランスに対して組織的に取り組み、その有している可能性や能力を最大限引き出すための環境づくりを進めてまいります。

更に、DXの推進では、住民の利便性向上や行政サービスの効率化を図るため、先述した地方税共通納税システムの対象税目拡大をはじめ、マイナンバーカードの取得促進や、文化センター及び社会体育館におけるインターネットによる予約システム等、引き続き行政手続きにおけるデジタル化・オンライン化を推進してまいります。

最後に、健全な財政運営についてですが、これまで述べてきた内容につきましては、全て安定的・継続的な財政運営の上に成り立つものでございます。そのための財源確保につきましては、収納率の向上はもとより、新たな増収対策について、あらゆる可能性を模索するとともに、企業誘致や定住促進による伸張性の高い税収入確保を図ってまいります。また、税外収入として期待される「ふるさと納税」については、魅力ある返礼品の提供や効果的なPRにより、本年度は1億6,000万円を超える見通しとなっております。新年度では、個人版ふるさと納税について、インターネット上の取扱いサイトを新たに追加し、情報発信を強化するとともに、地元産業の活性化にもつながる返礼品開発に対し、引き続き支援してまいります。また、令和4年度に開始した「企業版ふるさと納税」につきましても積極的に活用し、更なる自主財源の確保に努めてまいります。

一方、歳出面につきましては、効率的な行財政運営の確立、事業の費用対効果等を考慮しつつ、コロナ禍によって変容した社会における新たな課題やニーズに的確に対応しながら、健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。

以上、令和5年度の町政運営について、私の所信の一端を申し述べました。

現在もなお、新型コロナウイルス感染症の影響は至る所で続いておりますが、ウィズコロナにおける持続可能な社会を目指し、新たな一步を踏み出すタイミングであると考えております。様々な苦難を味わったコロナ禍の日々を、歴史上の厄災として終わらせるのではなく、これらの苦難の日々があったからこそ、素晴らしい今があると言えるような未来を作らなければなりません。その責務が、今を生きる我々にはあると考えております。これは、行政だけではなく、議員の皆様をはじめ、町民一人ひとりが一丸となって初めて実現できるものであり、町の目指す将来像「暮らすなら、ここがいい。」が遠い先の将来像ではなく、目の前の現実となって実感できるよう、行政を預かる者として、不退転の覚悟で町政運営に取り組んでまいります。

以上、令和5年度施政方針を申し述べ、再度町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で町長施政方針の報告を終了いたします。

なお、町長施政方針に対する一般質問の通告をされた議員には、質問の要旨を3月3日金曜日の午前9時までに議長に提出してください。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。10時30分より再開いたします。

午前10時10分休憩

午前10時30分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇

○日程第6 議案第3号 玉村町公契約条例の制定について

◇議長（石内國雄君） 日程第6、議案第3号 玉村町公契約条例の制定について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 石川眞男君登壇]

◇町長（石川眞男君） 議案第3号 玉村町公契約条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、公契約に係る基本方針を定め、町及び事業者等の責務を明らかにすることにより、公契約の適正な履行、公共事業の品質の確保及び労働者の適切な労働環境の確保を図り、もって地域経済の発展及び町民の福祉の増進に寄与することを目的とし、本条例を制定しようとするものです。

本条例は、基本理念型とし、町の公契約について方針を示し、事業者の方々に政策の協力に努めていただくものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

8番三友美恵子議員。

[8番 三友美恵子君発言]

◇8番（三友美恵子君） 質問します。

総括質疑ということなので、大ざっぱにいきますけれども、基本方針と適正な履行の確保ということで、この適正な履行の確保をするための技術者とか、町には今の段階ではないわけですが、今後これをどのような形で履行の確保をしていくかということをお聞かせいただきたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

[総務課長 齋藤善彦君発言]

◇総務課長（齋藤善彦君） 今回の公契約条例なのですが、今までもこういった形で実際に契約等々を行って来てはいますが、今回理念型という形で基本方針のほうを定めさせていただきまして、改めて文書化、条例化をして、町の姿勢、また事業者の方に適正な労働環境等を守っていただくよう

お願いするものであります。

今後これを履行するためということで、確かに技術者のほう、技師数名程度ということではありますが、取りあえずその中で工事等の契約だけではなくて、町が行う契約全てに対して、例えば委託契約ですとか、あと指定管理、全ての契約を全部含んでという形になりますので、町もこの条例を制定させていただき、さらに襟を正した中できちんとしてまいりたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 理念条例ということで分かるのですが、やはりこの間の問題があったように、町のほうがしっかりしていないと、業者だけにしっかりしてもらったのではなかなかこの条例がうまく回っていかないと思うのです。町のほうでしっかりとそのような技術者の確保をするなり、町がちゃんとこれを守っていきますよという姿勢を示さないと、業者だけにお願いするだけではいけないのかなと思うので、そこら辺をしっかりやっていただければと思うのですが、町長、一言。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 町も多くの公共施設の指定管理とか、アウトソーシングが進んでおります。その発想は、そこで公共サービスとして良質なものを求めるというものもあるのですが、逆にアウトソーシングすることによって職員の数が減少していくという思いもあって、しかしこれがほとんどどのところが、多くの住民施設とかになってきましたので、やはり公契約としての質の確保をするために町としても、そして公契約を担う事業者としても、そこで働く労働者にもきちんと品質を確保することで町民の福祉に配慮するという姿勢を示すものです。そういう意味で、これからの時代、なかなか給料が上がらない時代、そして雇う人と雇われる人の力関係の違いの中でそういった弊害が起こらないよう、やはり町の仕事を担う、公契約を担う者としてのお願いをする、発注者としての町の責任、受注者としての事業者の責任と自覚、そこで労働者の雇用も守っていくという、そういう思いでの理念条例です。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 三友議員さんのおっしゃること、確かにそのとおりでございます。

今回いろいろと上陽分団の詰所関係におきましても、大変ご迷惑をおかけしたところでございます。また、その辺につきましても今月の半ば頃にはなりますが、工事契約に関係する職員を集めた中で再度その辺の契約手順につきまして十分職員研修を行う予定でおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。日程第6、議案第3号 玉村町公契約条例の制定については、総務経済常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は総務経済常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。



○日程第7 議案第4号 玉村町福祉医療費支給に関する条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第7、議案第4号 玉村町福祉医療費支給に関する条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第4号 玉村町福祉医療費支給に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、子育て世帯の支援のさらなる充実を図るため、医療費無料の対象範囲を現在の15歳年度末から18歳年度末に改正するものです。

既に県内約半数の自治体が18歳年度末まで医療費を無料にしております。他市町村の状況も踏まえ、慎重に判断した結果、必要なシステム改修を行い、令和5年10月から入院費、通院費ともに18歳年度末に拡大したいと考えております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 8 議案第 5 号 玉村町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び玉村町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第 8、議案第 5 号 玉村町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び玉村町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 5 号 玉村町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び玉村町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、厚生労働省令である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について一部改正が行われたことから、省令に準じて制定されているこの 2 つの条例についても改める必要があり、所要の改正を行うものであります。

本案の第 1 条では、玉村町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行います。主な改正として、新たな安全計画の策定についての規定を設けるほか、送迎用自動車を運行する場合の乳幼児の所在確認や、見落とし防止のための安全装置の設置に関する規定を設けます。そのほか、感染症や食中毒の予防、蔓延防止のための研修や訓練の定期的な実施に関する努力規定を整備するほか、省令改正に伴う所要の改正を行います。

また、民法が改正され、親権者の懲戒権に係る規定が削除されたことから、懲戒に係る権限の濫用の禁止に関する規定の削除も併せて行います。

本案の第 2 条では、玉村町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行います。第 1 条における改正と同様、放課後児童健全育成事業における安全計画の策定に関する規定や、送迎用自動車における児童の所在確認に関する規定が新たに設けられるほか、感染症や食中毒の予防、蔓延防止のための規定を整備します。また、放課後児童健全育成事業については、感染症流行時や災害発生時における業務継続計画の策定に関する規定も新たに設けられることになり

ます。

施行日は、安全計画や送迎用自動車、業務継続計画、感染症、食中毒の予防、蔓延防止に係る規定は令和5年4月1日となりますが、それ以外の規定については公布の日からの施行となります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） これは、子供を取り巻く環境ですとか、また保育の事業所のことでの条例改正だと思いますけれども、この中で50条の7項、8項のところを見ますと、保育所や認定こども園、保育事業所が不足しているということで、保育士と同等の知識及び経験を有している者として町長が認める者を置かなくてはいけないというところがあります。そして、幼稚園の教諭もしくは小学校の教諭、または養護教諭の普通免許状などを持っている者を町長が保育士とみなして、そして整備するということができるということではありますが、玉村町の保育士が非常に不足しているから、こういう条例が出てくるわけだと思いますけれども、玉村町の保育士の不足している状況を教えてください。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 中野利宏君発言〕

◇子ども育成課長（中野利宏君） お答えいたします。

今回の条例改正につきましては、例えば家庭的保育事業等で玉村町に事業所が参入してきたいときに、この条例に基づいて設置をしてください、許認可もこの条例に基づいていたします、運営もこの条例に基づいてやってくださいという、そういうような趣旨になっております。そういった事業所が今はないのですけれども、もし手が挙がって、参入したいよというときのために予備的にやるような目的となっております。

お尋ねの現状なのですけれども、保育士につきましては来年度4月1日のスタートに向けまして募集等を行っているのですけれども、現在のところフルタイムの会計年度任用職員や7時間勤務の会計年度任用職員とか、それぞれ別々に募集をするようになっております。その枠につきまして必要な人数というのがその年、その年で変わってくるということがありまして、今年度のフルタイムにつきましては、ちょうど募集と応募の方が一致していたということがありまして、募集しなかったのですが、後でちょっと不足が生じたので、場合によっては1名程度募集をしたいというふうに思っております。また、7時間勤務のパートの会計年度任用職員につきましては、募集の人数よりも希望してくださった方のほうが多かったということがありましたので、大変申し訳なかったのですが、オーバーした分につきましては不合格にさせていただいたという経緯があります。このほかにも調理員とかも

募集しております、そちらのほうが現在ちょっと不足しておりますので、募集をしているような、そういった状況でございます。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第9 議案第6号 玉村町子ども・子育て会議設置条例及び玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第9、議案第6号 玉村町子ども・子育て会議設置条例及び玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第6号 玉村町子ども・子育て会議設置条例及び玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、こども家庭庁が新たに設置されるのに関連し、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が制定され、その中で子ども・子育て支援法や学校教育法の一部が改正されたことから、それらの条項を引用しているこの2つの条例について改正を行うものです。

本案の第1条では、玉村町子ども・子育て会議設置条例を、第2条では玉村町特定教育・保育施設

及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を行います。いずれも主な改正内容としましては、法改正に伴う引用条項の条ずれを修正するものでございます。

また、第2条においては、条ずれの修正のほか、民法改正に伴う懲戒に係る権限の濫用の禁止に関する規定の削除も併せて行います。

第1条及び第2条の改正、いずれも施行日は令和5年4月1日となりますが、第2条での改正規定中、懲戒に係る権限の濫用の禁止に関する規定の削除については、公布の日から施行となります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第10 議案第7号 玉村町国民健康保険条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第10、議案第7号 玉村町国民健康保険条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第7号 玉村町国民健康保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、健康保険法施行令等が一部改正されたことに伴い、令和5年4月1日以降の出産に対する出産育児一時金の額を40万8,000円から48万8,000円に改正するものです。

現在、出産育児一時金は、国民健康保険給付規則の規定に基づく追加給付分の1万2,000円と合わせ総額42万円を支給しておりますが、改正後は出産育児一時金の支給総額につきましては50万円を支給することとなります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第11 議案第8号 玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第11、議案第8号 玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第8号 玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、玉村町消防団再編実施計画に基づく学生分団を新たに組織することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要につきましては、条例で規定する消防団員全体の定数及び機能別団員の定数をそれぞれ10人追加するものでございます。新たに組織する学生分団の活動といたしましては、主に火災予防

に関する広報啓発活動を予定しております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第12 議案第9号 玉村町地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積促進地域における町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の廃止について

◇議長（石内國雄君） 日程第12、議案第9号 玉村町地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積促進地域における町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例を廃止する条例について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第9号 玉村町地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積促進地域における町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

本案は、上位法である地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律が廃止になっているため、その関連する条例を廃止するものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 13 議案第 10号 令和4年度玉村町一般会計補正予算（第10号）

○日程第 14 議案第 11号 令和4年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○日程第 15 議案第 12号 令和4年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○日程第 16 議案第 13号 令和4年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○日程第 17 議案第 14号 令和4年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第1号）

◇議長（石内國雄君） 日程第13、議案第10号 令和4年度玉村町一般会計補正予算（第10号）から日程第17、議案第14号 令和4年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第1号）までの5議案を一括議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第10号から日程第17、議案第14号までの5議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 令和4年度玉村町一般会計補正予算（第10号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から1億5,323万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を125億5,367万3,000円とするとともに、繰越明許費の追加及び地方債の変更をするものでございます。

まず、歳入歳出予算の補正内容につきましては、年度末ということで、全体といたしましては事業費の確定や入札差金、各種経費の節減による減額が多くなっております。

それでは、歳入の主なものについてご説明申し上げます。まず、法人町民税につきましては、町内大手企業等の好調な業績を受け、収入見込額が大幅に伸びていることから、4億円の追加を見込みました。

地方交付税では、その原資となる国税及び地方法人税が増収となり、普通交付税の再算定が行われたため5,745万6,000円の増額となりました。

分担金及び負担金、使用料及び手数料では、実績見込みによる増減を補正するほか、国県支出金では国の令和4年度第2次補正予算による新型コロナウイルス感染症対策事業に係る補助金の追加を計上いたしましたが、全体としましては事業費の確定等による減額が主となっており、総額で1億27万4,000円の減額となるほか、財産収入では空き缶や鉄類などのリサイクル物品売却単価に持ち直しの動きが見られるため、物品等売払収入に970万円の追加を見込みました。

寄附金では、ふるさと納税について、魅力ある返礼品の提供等により寄附額が増加していることから、ふるさと寄附金に3,000万円の増額を見込むほか、企業版ふるさと納税による100万円のご寄附をいただきましたので、企業版ふるさと納税地方創生基金へ積み立て、新年度において活用するものでございます。

また、繰入金では、事業費の確定等に伴う特別会計の繰入金や各種基金の調整のほか、今年度は法人町民税の税収が大きく伸びている現状を踏まえ、当初6億円見込んでいた財政調整基金の繰入れを5億円減額し、繰入金全体では5億358万3,000円の減額となりました。また、町債は事業費の確定見込み等による減額となっております。

次に、歳出の主な増額予算であります。まず総務費では、電気料金の高騰により役場庁舎の電気料の不足が見込まれるため、290万円を追加するとともに、高齢者タクシー利用料の補助について利用実績が伸びていることから、120万8,000円を追加するものでございます。

また、基金費では、今後予定されている学校施設の長寿命化改修工事等の事業費に活用するため、学校教育施設整備基金に1億円を積み立てるほか、ふるさと創生基金に2,000万円を積み立て、重田家住宅や嚮義堂をはじめとする町内の歴史的資産の維持修繕費に活用してまいります。また、都市計画事業基金につきましては、都市計画税の充当後の精算分として487万円を積み立てるもので

ございます。

民生費では、国の補正予算に伴う新型コロナウイルス感染症対策事業として、保育所や児童館、放課後児童クラブに総額で912万2,000円追加するほか、保育環境改善等事業では民間のこども園や放課後児童クラブにおける送迎バスの安全対策に対する補助金として140万1,000円を追加いたしました。

衛生費では、国の補正予算に伴う子育て世代包括支援センター等への新型コロナウイルス感染症対策経費として計30万円を追加するほか、し尿処理量の増加に伴い、し尿処理委託料に200万円を追加するものでございます。

農林水産業費では、樋越堰地区における農業水利施設の修繕工事費として209万円を追加するものです。

土木費では、北部公園の指定管理委託において、電気料金の高騰により大幅な赤字が生じる見込みであるため、指定管理費委託料に120万円を追加し、その一部を補填するとともに、町営辰巳団地において経年劣化した漏電ブレーカーを交換する費用として89万1,000円を追加しました。

教育費では、国の補正予算に伴う新型コロナウイルス感染症対策事業として、小中学校合わせて749万3,000円追加するほか、各小中学校において燃料費の不足や、老朽化した施設等の修繕等を行うものでございます。

また、海洋センターにおきましては、電気料金と燃料費の高騰により、指定管理費委託料に大幅な赤字が生じる見込みであるため、415万円を追加し、その一部を補填するものでございます。また、現在、海洋センターのボイラー設備に不具合が生じており、2基あるボイラーのうち1基のみが稼働している状況でございます。ボイラー設備は、海洋センターを運営する上で欠かせない設備であり、老朽化も顕著であることから、ボイラー設備の更新費用として設計、工事費合わせて1,641万2,000円を追加するものでございます。

なお、繰越明許費の追加につきましては、それぞれの事業において年度内に完了しないことが見込まれるため、翌年度に繰り越すものでございます。

また、地方債の変更につきましては、それぞれ事業費の確定等に伴う減額となっております。

以上が、一般会計補正予算の主な内容でございます。

次に、議案第11号 令和4年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ3億1,188万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億7,943万6,000円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入におきましては保険給付費の増額や交付額確定に伴う県支出金の増額、財政調整基金利子、一般会計繰入金及び財政調整基金繰入金の減額、前年度繰越金、前年度保険給付費仮算定に伴う精算金の増額でございます。

歳出につきましては、保険給付費及び前年度保険給付費仮算定精算に伴う県償還金、令和3年度事務費一般会計繰入金確定による返還金の増額のほか、財政調整基金利子の確定による減額を行うものでございます。

次に、議案第12号 令和4年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,128万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億9,748万8,000円とするものでございます。

補正内容についてですが、歳入については後期高齢者医療被保険者数の増加に伴い、後期高齢者医療保険料を1,468万7,000円増額するものでございます。また、保険基盤安定繰入金を253万2,000円減額、令和3年度の事務費精算分として繰越金を111万円増額、後期高齢者医療広域連合受託事業収入を198万円減額するものであります。

歳出については、後期高齢者広域連合に納付する保険基盤安定拠出金を253万2,000円減額、保険料納付金を1,455万1,000円増額、後期高齢者健康診査委託料を198万円減額、令和3年度の繰越金として一般会計の返還金を124万6,000円増額するものでございます。

次に、議案第13号 令和4年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に6,666万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億8,629万9,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、まず歳入では、地域支援事業費の総額が減額になることに伴い、負担割合に応じて国県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金及び介護保険料を減額するものでございます。

次に、歳出では、地域支援事業費のうち、介護予防・生活支援サービス事業費で3,206万3,000円、一般介護予防費で59万4,000円をそれぞれ減額するものでございます。また、令和3年度に生じた黒字等のうち1億円を介護保険基金に積み立てるものです。

次に、議案第14号 令和4年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70万円を減額し、歳入歳出それぞれ382万7,000円とするものでございます。

まず、歳入につきましては、介護予防サービス計画費、介護予防ケアマネジメント費収入を減額するものでございます。

また、歳出につきましては、介護予防サービス事業費及び介護予防ケアマネジメント事業費を執行状況の見込みにより減額するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で5議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第13、議案第10号 令和4年度玉村町一般会計補正予算（第10号）、これより本案に対する質疑を求めます。

4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） それでは、まず歳入についてです。

31ページ、企業版ふるさと寄附金ということで100万円が計上してありますが、企業版ふるさと納税を始めてもらって、すぐこういう形で成果が出てよかったなというふうに思っていますが、決まるまでの経緯と企業名について教えていただきたいと思います。

それから、次に歳出ですが、45ページ、庁舎管理事業の電気料290万円の追加ということですが、当初の予算で600万円計上してありました。結果として290万円増えたということですが、庁舎のレジリエンス事業が終わったということで、その評価はこの数字にどう反映されているのか。電気代が高騰している中で、これだけで済んだということなのか、その辺についてご説明をお願いしたいと。

それから、令和5年度については700万円を今予算計上していますが、それについての考え方を伺います。

それから、もう一点……

◇議長（石内國雄君） 新井議員、令和5年度については予算案のほうでよろしく願いいたします。

◇4番（新井賢次君） 分かりました。

それでは、88ページです。観光交流拠点公園構想調査事業、こちらが490万円の減額になっています。当初予算が1,339万8,000円ですから、大幅に減額になっているということで、執行残ということで先日の全協で説明があったのですが、こんなに執行残として、すごく大きな金額だなということと、繰越明許費として604万1,000円が計上してあります。これとの関係について、経過というか、原因についてご説明をお願いします。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） それでは、歳入の企業版ふるさと寄附金についての経緯をお話いたします。

こちらの経緯につきましては、12月頃より寄附を行いたいという旨の話がございました。この段階では、まだ基金等の条例等ができておりませんでしたので、その条例等ができましたらお願いいたしますということで話を進めておりました。その寄附内容につきましては、新年度に行うものについてそれを行ってほしいということでお話を進めて、寄附に至りました。寄附は、2月の中旬にいただきました。企業名であります。今、打合せをしているところではあるのですが、先方さんの

希望により、企業名は広報等には載せないでくれというお話をいただいておりますので、この場での企業名の報告は控えさせていただきます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） そうしましたらば、45ページの庁舎管理事業の電気料になります。

こちらにつきましては、今年度、今のところ例年の使用電力料の約42%程度に抑えられておりますが、さすがに電気料金の高騰につきまして今回は補正をさせていただきました。通常ですと、レジリエンス事業導入前が約1,000万円弱の予算で行っていたわけですが、聞くところによると例年の1.5倍とか、そのくらいの電気料金がかかっているような話も伺っておりますので、この事業を導入したことによりまして、なかなかちょっと金額での評価はこれだけ高騰しますと難しいのですが、電力使用量を比べますとかなり効果があったのではないかというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

88ページの一番下の観光交流拠点公園構想調査事業なのですけれども、当初予算では1,339万8,000円頂きましたが、複数社による入札によって6割程度の落札率になりました。玉村町では、業務委託に関しては最低制限価格を設けていませんので、品質が確保できれば特に問題はないということではあります。

繰り越しに関してですけれども、前払い金として222万円ほど支出しております。残った金額の604万1,000円、こちらを繰り越すということでもありますけれども、市場調査等を行って、そこへ手を挙げてくれる業者さんを探しておりました。その中で、今回は1社から条件次第だということをおっしゃいました。その大きな条件というのは、高崎市側の商業施設、こちらがどのようなものが来るのか、どういうイメージのものなのかということによって時間が必要なこととなりました。ですので、高崎市の動向を踏まえて、こちらの企業さんと個別に協議して、町で判断していくということで繰り越しということになっております。

執行残として490万円落とさせていただきました。落としたのですけれども、さらに30万円、40万円ちょっと残っているとは思いますが、こちらについてはまた何か追加で若干あつたりしますので、50万円以下に落とすと、50万円以上のものを残さないというふうなルールでやっておりますので、こちらについては490万円減ということでもございました。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 企業版ふるさと寄附金については、今、相手さんが企業名を公表しないでく

れと、こういうことなのですが、本来であれば相手の企業も社会貢献というか、そういう意味での目的もあってされているのだと思いますけれども、これは最終的には公表するのですか。今はまだ公表を待ってくれということなののでしょうか。

それから、今後の課題として、そういう問題が出てくる可能性があるかと思いますが、町として今後どういう形でそれを考えていくのでしょうか。

それと、あと最後の88ページに関連してなのですが、執行残の話は分かりましたけれども、今残った金額と今の出来高を考えると、7割ぐらいの進捗状況という感じなのですが、本来であれば今年度中にまとめる報告だったと思うのですが、それが延びている理由で、特別な障害が起きているということではないのでしょうか。その2点について伺います。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） 企業版のふるさと納税につきましては、今の段階ですと先方さんのほうは載せないでくれということなのですが、その予定が変更になれば載せたいと思います。

公表の仕方につきましても、金額によってホームページ等に載せる、載せないという基準をこちらで今検討はしております。ですので、それに合ったやり方で今後は載せる、載せないを決めていきたいと思っております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

前払金として支出しておりますのが222万円ということです。こちらの前払金の趣旨というのは、業務委託ですと30%以内ということです。工事だと40%なのですが、前払金の趣旨については、業務委託で30%払っているのですが、30%の成果が確実になければいけないというものではありません。ですので、繰り越しをして、最終的な業務委託の成果として800万円ちょっと、その業務を履行期限が終わるまでに仕上げるというものです。

以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） 2つお願いいたします。

1つは細かい点でいきますと、79ページの道の駅玉村宿駐車場拡張事業、工事請負費の987万8,000円は執行残ですか。それとも工事は4年度と5年度で道の駅の駐車場の拡張事業を行うというふうなことで、次年度、5年度に対する4年度の執行残の影響とか、事業の進捗状況が思

わしくなかったとか、というような理由を聞きたいことが1つです。

それから、もう一点は、1ページ、2ページ、3ページにわたる総括的な歳入歳出の状況でございます。これを見ますと、普通、3月補正は突出的な事業とか不測に備えていた思わぬ突発的な事件等によって、一般的に歳出予算は増えていく傾向がある中で、歳入が1億5,000万円ほど減いたしまして、当然歳出も減をしております。町税が4億円ほど伸びて、一般財源である交付税も5,700万円ほど伸びて、国、県支出金も6,000万円、4,000万円ほど減になって、財調の繰入金も5億円減しているということに合わせて、歳出が事業費の関係で民生費が1億3,000万円、衛生費が4,000万円減して、土木費も2,000万円、3,000万円近く減をして、一般的に伸びているのが教育費の1,400万円程度なのです。ということは、事業を行って、町民のいろんな各界各層に予算が行き渡らなかった結果であるのではないかと思いますので、やはり予算は使い切るということだけが眼目ではないですけれども、町民のいろんな関係各層に行き渡るような予算執行というのが計画には必要かと思えますけれども、この大きな理由は、事業規模、予算規模が小さくなった理由は何でしょうか。よろしく願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） まず、道の駅の駐車場の拡張事業の減額の関係につきましてお答えいたします。

こちらの事業につきまして減額の理由については、入札差金ということで落とさせていただいております。当初の予定の工期よりも請負事業者のご努力によりまして大分早くに仕上がったというところで、今年度予定しております工事の内容につきましては全てが仕上がって、減額する金額の範囲でできたというものでございます。

◇議長（石内國雄君） 副町長。

〔副町長 萩原保宏君発言〕

◇副町長（萩原保宏君） お答えいたします。

例年3月補正については、歳出については事業の執行残が主なものでございまして、そのほかには予算は確保しましたけれども、実際事業の見直しによって節減を図ったもの、これらによる減額でございまして、これは例年、毎年毎年、歳出は減額しております。

歳入につきましては、町税が思いのほか輸出関連企業の業績がよかったかなということで、一気に伸びたということでございます。これに伴って、財政調整基金の繰入れが大幅に減らせたということが今回の主な補正内容でございます。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 38ページ、重田家住宅の太陽光売電価格ということで9万1,000円があるのですが、この重田家住宅の東の住宅、あそこに乗っている太陽光は何キロワットの太陽光が乗っているのか。年間発電量が何キロワットアワーで、売電価格1キロワットアワー幾らでというのが分かれば教えていただきたい。

あともう二点あります。83ページ、これは角淵キャンプ場のトイレの改修ということなのですが、計画が489万円から192万円にダウンということで、これは仕様を若干変えたという話も聞いているので、あそこは非常に人が来るところで、私はいいものができていいのかなと思っていたのですが、若干変わっているようなのですが、どんな仕様になっているか、教えていただきたい。

もう一点、89ページ、これは辰巳団地に漏電遮断器をつけたという話なのですが、辰巳団地ができたのが昭和51年から52年ということで、それ以前の住宅、随分ほかにもあるのですが、それらに対しての漏電遮断器の設置に関してはどのように調査しているかをお聞きいたします。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 初めに、歳入の重田家住宅の太陽光発電についてお答えします。

発電量は3.6キロワットの発電であります。売電の契約は42円で契約してありますが、この3月でこの定額の10年が経過ということで、今後は11円になる予定です。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

初めに、角淵キャンプ場管理事業、83ページですけれども、まず管理のほうの232万9,000円というのは、直営でキャンプ場の予約等、あと見回りボランティアということで実施できましたので、落とさせていただきます。

そして、工事費なのですが、トイレ設置工事ということで、こちらは9月補正でいただいたのですが、当初は489万5,000円いただきました。ですけれども、その予算がついた段階からできるだけ経済的なものということで、時間をかけて検討しようということで、その後いろいろトイレを探したりしました。結果として、297万円のトイレを設置することとしたものですから、減額として192万5,000円ということで、経費を削減したということで、ご理解願えればと思います。

なお、こちらについても水洗というわけではないのですが、水が流れて、昔の下が見えるトイレではなくて、それよりはレベルのいいものということで、河川敷ですから、制限がありますけれども、撤去できるというふうな制限がありますが、こちらについても繰越しということで、コロナによってちょっと材料が全然入ってこないということですので、来年度まで繰り越すと。さらに河川敷は洪水

期は工事ができませんので、もしも5月までに間に合わなければ11月以降、11月、12月で設置ということになります。そちらが入れば、今の古いものは撤去ということで考えております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「もう一つ。回答もらってない」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） すみません。それから、89ページです。

89ページの町営住宅の漏電ブレーカー、辰巳団地、今回15戸分を設置したいということで上げさせていただきました。こちらは、漏電ブレーカーがついていなくて、住人の方がたこ足配線をかなりやって、コンセントが焦げてしまったのです。それで電気屋さん等に見てもらったら漏電ブレーカーがついていないということで、取り急ぎ辰巳団地15戸分の要望をさせていただきました。

1戸5万4,000円で15戸で消費税ということなのですけれども、またそこで、ほかの団地はということで、比較的新しい昭和の時代に造られた八幡第二団地や上茂木団地はついています。上之手第一、第二団地、上新田団地もあるということで、辰巳団地は今回設置すれば完了ということです。ただ、上福島団地と九街団地については今調査中ということでありますので、ちょっと役場で入れる部屋が今なかったの、調査中なのですけれども、こちらはまた時期を見て、設置されていないようであれば対応していきたいということで考えております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第11号 令和4年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、これよ

り本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第12号 令和4年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第13号 令和4年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第14号 令和4年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第1号）、
これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第18 議案第15号 令和5年度玉村町一般会計予算

○日程第19 議案第16号 令和5年度玉村町国民健康保険特別会計予算

- 日程第 2 0 議案第 1 7 号 令和 5 年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 令和 5 年度玉村町介護保険特別会計予算
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 令和 5 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 令和 5 年度玉村町水道事業会計予算
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 令和 5 年度玉村町下水道事業会計予算

◇議長（石内國雄君） 日程第 1 8、議案第 1 5 号 令和 5 年度玉村町一般会計予算から日程第 2 4、議案第 2 1 号 令和 5 年度玉村町下水道事業会計予算までの 7 議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 1 8、議案第 1 5 号から日程第 2 4、議案第 2 1 号までの 7 議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 令和 5 年度玉村町一般会計予算についてご説明申し上げます。

先ほど施政方針の中でも述べさせていただきましたが、令和 5 年度の予算編成につきましては、コロナ禍からの脱却と新たな地方創生を目指し、人と人とのつながりが実感できる社会、第 6 次玉村町総合計画における町の目指す将来像「暮らすなら、ここがいい。」を実現すべく、アフターコロナを見据えた施策の展開、町民の安心・安全を守る、人口減少社会への適応、地域産業の活性化の 4 つを重点項目といたしました。

その結果、一般会計予算は総額 1 1 5 億 6, 0 0 0 万円となり、対前年度比 1. 1 % 減となりましたが、国の新型コロナウイルス感染症対策に係る交付金やワクチン接種関連費経費等の減少を考慮すると、実質 0. 2 % 増の予算であり、財源確保が厳しい状況の中、将来にわたって持続可能な財政運営を確保しつつ、新たな課題やニーズ等に対応し、コロナ後を見据えた地域創生を確実に推進する予算といたしました。

歳出の主な事業といたしましては、初めに新型コロナウイルス感染症の対応についてですが、ウィズコロナにおいて社会経済活動との両立を図る中、町民の皆様が安心して日々の生活が送れるよう、公共機関等における感染防止対策として計 2 0 0 万円を計上するとともに、ワクチン接種対策事業に 8, 3 5 6 万 1, 0 0 0 円計上し、国の方針と合わせながら、希望する方がスムーズに接種できる環境を整えてまいります。

また、コロナ後を見据えた地域振興として、花火大会や産業祭、町民体育祭、ふるさとまつりといった、人々が集い、交流する事業について、感染症に配慮しつつも積極的に実施するため、総額で

2, 549万8, 000円を計上するとともに、住民活動サポートセンターぱるやふれあいの居場所づくり、その他、交流促進事業として計948万7, 000円、各地区の郷土芸能の保存、伝承や地区集会場施設整備に対する助成等として194万5, 000円を計上し、コロナ禍で失われた地域コミュニティの活性化を図ってまいります。

次に、学校教育の推進では、南中学校の老朽化したトイレ環境を改善し、学校施設の質的向上を図るため1億2, 898万6, 000円を計上するとともに、学校におけるICT環境やクラウド型デジタル教材を活用したオンライン学習環境等、コロナ後においても場所や手法にとらわれず、誰もが学習できる環境設備として計7, 711万6, 000円を計上いたしました。また、各学校におけるスクール・サポート・スタッフ、キャリア・サポート・スタッフの配置や、中学校における採点支援ソフトの新規導入等、計1, 133万3, 000円を計上し、教員の多忙化解消に努めてまいります。

生涯学習の推進では、文化センター設立30周年を記念した独自事業や文化振興財団の自主事業の拡大、コロナ禍で実施できなかった各種講座の開催等、町民の文化的活動を推進するための予算として総額で5, 473万8, 000円を計上するとともに、重田家を活動拠点とした地域おこし協力隊の導入や、重田家住宅の維持管理及び築140周年事業の予算として998万2, 000円を計上いたしました。

SDGsの推進では、全小中学校の照明LED化に伴う費用として385万8, 000円を計上し、子供たちの学習環境の向上と電力使用量及び二酸化炭素排出量の削減に取り組むほか、引き続き住宅用太陽光発電システムと蓄電池設置に対する助成として計400万円を計上しております。さらに新たな取組として、県産材を活用した出生祝い品の贈呈や、国産材を活用した小学校のベンチ改修等の予算として266万7, 000円を計上し、木育と森林の循環利用の推進を図ってまいります。

DXの推進では、地方税共通納税システムにおける対象税目を拡大し、納税者の利便性向上と事務の効率化を図るため146万3, 000円を計上するほか、マイナンバーカードの申請機会拡大に向けた予算として346万2, 000円、文化センター及び社会体育館における施設予約システムとして144万円を計上し、行政手続のデジタル・オンライン化の推進と、さらなる利用者の利便向上を図ります。

次に、町民の安心、安全を守るための災害対応力の強化として、町の防災における総合的な計画である玉村町地域防災計画について、県、国の計画との整合性を図り、最新の災害対策等を反映した計画に改正するため529万5, 000円を計上いたしました。

また、防災分野において、有識者とアドバイザー契約を結び、町の防災施策の実施や専門的知見からの助言等をいただくため、災害対応力強化対策事業として15万円を計上するほか、消防団については第3分団及び第4分団統合後の南分団詰所の建設及び軽可搬式消防ポンプ自動車の購入として8, 585万4, 000円を計上するとともに、新たな機能別分団として学生分団を設置するなど、消防団再編計画を着実に進め、地域防災力の向上と団運営の効率化を図ってまいります。

さらに、指定緊急避難場所となっている道の駅玉村宿においては、停電時でも受水槽から水供給を可能にするほか、災害時における情報伝達手段の確保として、電話を使った自動音声メッセージによる情報伝達、安否確認の実施や、河川監視カメラによるリアルタイムの映像提供、水害時の大型排水ポンプの手配等、災害時において町民の命と財産を守り、安全な避難等へつなげる予算として、計260万円を計上いたしました。

次に、地域防犯の推進では、手口が巧妙化する特殊詐欺等の被害防止のため、防犯機能を備えた電話機等の購入助成として12万円を計上するほか、町内の犯罪防止と交通安全対策のため、防犯パトロールや防犯カメラ、LED防犯灯の維持管理等、計1,527万6,000円を計上しております。また、町民が日々安心して過ごすことができるよう、消費者問題に対する相談窓口である消費生活センターに642万5,000円を計上するほか、生活道路や主要道路の道路維持費、道路新設改良費として総額2億2,872万7,000円計上し、道路の安全性の確保、利便性の向上を図ってまいります。

次に、人口減少対策では、子育て世帯の負担を軽減するため、小中学校における第2子以降の給食費無償化を実施するとともに、既存の小中学生給食費一部免除、保育所、幼稚園等の第2子保育料及び副食費の無償化により、総額1億2,192万6,000円相当の町単独事業による子育て支援を実施してまいります。

また、医療費無料化の対象を新たに高校生まで拡大するため、福祉医療費支給事業に2億6,051万4,000円を計上するほか、妊婦や子育て家庭が安心して出産、子育てができるよう、伴走型相談支援の充実と、10万円分の出産・子育て応援交付金を給付するための予算として1,470万円、公立保育所における紙おむつの持ち帰り廃止に係る経費として計137万円を計上いたしました。さらに全ての妊産婦、子育て世帯、子供に対して一体的に相談支援を行うこども家庭センターの令和6年度開設に向けて、その研究、準備等に必要な予算として33万7,000円を計上しております。

次に、地域福祉の推進では、交通弱者の日常生活に必要な交通手段の確保として、高齢者の路線バス利用を促進するため、廃止となった敬老割引バスカードに代わる新たな補助制度を導入するとともに、引き続きタクシー利用料補助と乗合タクシーたまりんを活用し、交通弱者の交通手段を確保するため総額で3,959万7,000円を計上いたしました。

また、重層的支援体制整備事業の取組の1つとして、新たに地域おこし協力隊を活用し、様々な地域課題に対して社会資源との連携による問題解決を図るため、372万6,000円を計上しております。また、その他の新規事業としましては、在宅高齢者に対する補聴器購入補助として30万円、若年がん患者の在宅医療に係る費用やがん患者のウィッグ、胸部補整具等の購入に要する費用の一部助成として93万1,000円を計上しております。

さらに、町への移住促進施策として、移住希望者のマッチング等を行うため、新たな地域おこし協

力隊に528万1,000円を計上し、空き家活用を含めた総合的な移住をサポートするとともに、東京圏からの移住者に対する移住支援金や、婚姻に伴う住宅取得やリフォーム費用に対する助成金として780万円を計上しております。

次に、農業振興につきましては、道の駅玉村宿において利用者の増加等による駐車場不足を解消するため、駐車場拡張工事として6,050万円を計上いたしました。また、新規就農者に対する新たな経営開始資金の助成事業に303万1,000円、農業の担い手確保のため、コンバイン等の設備導入に対する助成事業に342万4,000円を計上するとともに、麦次期作支援事業に450万円を計上し、新規就農者の育成と農業経営の安定を図っていきます。

また、商工業の振興では、産業振興及び雇用機会拡大を図るため、町内に事業所を設置、増設、移設する事業者に対する企業立地促進奨励金の交付や、創業者に対する融資の保証料及び利子の補助として計1,768万円を計上するほか、高崎玉村スマートIC北地区工業団地の造成に伴うアクセス道路の整備として2,235万円、新たな産業団地候補地の概要計画策定として1,185万8,000円を計上し、町内における企業立地の促進を図ってまいります。

最後に、町の魅力発信につきましては、玉村町魅力発信機構による町の知名度やブランド力の強化、東京圏等への情報発信による誘客や販路拡大、交流、関係人口の増加等を図るため計1,092万5,000円を計上するとともに、ふるさと納税によるさらなる地元産業の振興を図るため、取り扱うECサイトの新規追加や魅力ある返礼品開発への助成、企業版ふるさと納税の町外へのPR等に計8,199万7,000円を計上いたしました。

次に、歳出の目的別内訳につきましては、衛生費、商工費、土木費、消防費、公債費が減少し、議会費、総務費、民生費、農林水産業費、教育費等は増加いたしました。特に商工費では、新型コロナウイルス感染症に係る国交付金事業の終了等により38.9%減少し、土木費では高崎玉村スマートIC北地区工業団地における国道354号交差点改良工事負担金の終了や道路補修修繕計画推進事業の縮小等により18.3%減少しております。

教育費では、南中学校のトイレ改修工事等により14.1%増加し、総務費では県議会議員選挙、県知事選挙及び町長選挙の執行や、基幹業務総合情報システムの更新等により5.1%増加しており、民生費では後期高齢者医療広域連合への負担金の増加や障害児通所支援費の増大等により0.7%増加いたしました。

また、性質別内訳につきましては、人件費、物件費、積立金、繰出金が増加し、その他の費目については減少いたしました。特に人件費では、令和4年人事院勧告に伴う期末・勤勉手当の増加や退職手当負担金の増により1.9%増加、物件費では電気料や燃料費の高騰により1.2%増加しております。一方、普通建設事業費では、高崎玉村スマートIC北地区工業団地における国道354号交差点改良工事負担金の終了や、道路舗装修繕計画推進事業の縮小により19.5%減少し、公債費では臨時財政対策債の発行見込みの減少等により4.3%の減少となりました。

なお、義務的経費は、ほぼ前年同額となり、予算総額に対する構成比は43.1%となりました。一方、投資的経費は19.5%減少し、構成比は6.2%となっております。

次に、歳入の主なものとしまして、まずその根幹をなす町税では、法人町民税の伸びをはじめ、ほとんどの税目で増加となり、町税全体では5.1%増の48億3,398万円を見込むとともに、地方交付税では町税の状況や地方財政計画等を考慮して推計した結果、14.7%減の14億5,000万円を見込みました。そのほかの交付金では、国の地方財政計画の伸び率等を考慮し、配当割交付金や法人事業税交付金、地方消費税交付金等の増加を見込み、地方交付税を除く交付金全体として24.5%増の12億8,123万8,000円となっております。

国県支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルスワクチンに係る補助金の減少等により6.2%減の24億180万6,000円を見込みました。寄附金では、個人版ふるさと納税による寄附応援者のさらなる獲得を目指すほか、令和4年度から開始した企業版ふるさと納税の活用等により21.5%の増加となっております。

繰入金では、重層的支援体制整備事業に伴う介護保険特別会計からの繰入金を1,097万3,000円見込むとともに、基金繰入金では町のイベント等に充てる財源としてふるさと創生基金等の繰入金を計上するほか、その他不足する財源の確保として財政調整基金からの繰入金を前年度同額の6億円を見込んで収支の均衡を図り、繰入金全体では0.4%増の6億4,228万4,000円となりました。

諸収入では、小中学校給食費の第2子以降無償化に伴う学校給食費の減少等により、諸収入全体では15.7%減の2億3,729万円となっております。

町債では、道路事業や南分団詰所建設事業、南中トイレ改修事業などの財源を見込むほか、普通交付税の一部振替による臨時財政対策債が国との折半対象財源に不足が生じていないため、前年度の2億円から8,000万円に減少し、町債全体では38.6%減の3億1,960万円を見込んでおります。

なお、歳入の性質別内訳につきましては、町税収入やふるさと寄附金の伸び等により自主財源全体で3.9%増加し、予算総額に対する構成比は52.8%となりました。一方、依存財源では、国県支出金の減少や臨時財政対策債の減少による町債の減額等により、全体で6.2%減少し、構成比は47.2%となっております。

以上、令和5年度の歳入については、町税と各種交付金の伸びによって支えられているものの、原材料やエネルギー、食料価格の高騰、為替相場の変動等の影響により先行きが不透明な状況にあります。そのような中、少子高齢化に伴う社会保障関連経費や公共施設の老朽化への対応など、将来に向けた支出は増加していくことが見込まれるため、安定的な財源確保が求められます。そのため本町が将来にわたって持続的に発展し続けていけるよう、財政調整基金等を活用した年度間の財源調整や、積極的な未来への投資による財政基盤の確立を図ることにより、引き続き健全で持続可能な行財政運

営に努めてまいります。

なお、一般会計予算の内容につきましては、お配りした予算参考資料の中にも詳しく説明がございますので、ご確認いただければと思います。

次に、議案第16号 令和5年度玉村町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2,774万2,000円とするものでございます。前年度当初予算と比較しますと10.4%の増となっております。増額の主な要因としましては、群馬県に納付する国民健康保険事業費納付金の増加でございます。

令和4年度は、納付金の算定基礎となる医療給付費が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う受診控えの傾向が見られたことから、例年に比べ群馬県全体として減少傾向となったため、納付金総額も減少しておりましたが、本年度の算定基礎となる医療給付費が新型コロナウイルス感染症流行前の水準まで戻りつつあることに伴い、納付額が増額となっております。保険給付費に関しましては、医療給付費が増加傾向となっていることから、前年度予算に比べ大幅な増加となっております。

歳入の主なものとしましては、国民健康保険税が7億3,247万5,000円、県支出金が27億7,317万5,000円、繰入金が3億1,479万5,000円であります。

歳出の主なものとしましては、保険給付費が27億3,097万1,000円、国民健康保険事業費納付金が10億2,917万5,000円、保健事業費が3,827万7,000円であります。

被保険者数は、後期高齢者医療制度への移行や社会保険への加入者数の増加により減少傾向にあります。医療機関の受診状況は、感染拡大前の水準に戻り、1人当たりの医療費単価は年々増加傾向であるため、引き続き医療費抑制の取組を行ってまいります。医療費増加の要因の1つとしては、生活習慣病が挙げられます。生活習慣病が進行すると、脳卒中や心筋梗塞等の重篤な疾病を引き起こす可能性があります。令和5年度は、健康寿命の延伸、医療費の抑制を図るため、生活習慣病予防に取り組むとともに、伊勢崎市と連携し、糖尿病重症化予防に取り組んでまいります。

国保特定健診につきましては、受診率に増加傾向が見られ、さらなる増加を図るため、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、安心して受診していただけるよう、医療機関とも連携を密にし、取り組んでまいります。

今後も医療費適正化を図るとともに、適切な収納対策に取り組み、国保特別会計の健全運営に努めてまいります。

次に、議案第17号 令和5年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億142万4,000円とするものです。

予算の内容については、前年度当初予算に対し3.9%の増加となっております。主な要因としましては、高齢化による被保険者数の増加により、後期高齢者医療保険料が増加したためです。

歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料2億9,548万2,000円、保険料軽減

分の保険基盤安定繰入金を7,947万8,000円、受託事業収入1,596万2,000円でございます。

また、歳出の主なものといたしましては、広域連合納付金3億7,496万2,000円、健康診査等事業費1,702万1,000円でございます。

令和5年度も引き続き群馬県後期高齢者医療広域連合と連携を取り、円滑な運営を図ってまいります。

次に、議案第18号 令和5年度玉村町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億1,261万3,000円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較しますと1.3%の増となります。

歳入の主なものにつきましては、65歳以上の第1号被保険者保険料が6億8,355万6,000円、国庫支出金4億8,421万6,000円、支払基金交付金6億8,840万9,000円、県支出金3億6,667万9,000円、一般会計からの繰入金3億8,962万3,000円でございます。

歳出の主なものにつきましては、総務費3,376万1,000円、保険給付費24億5,540万9,000円、地域支援事業費1億1,134万円でございます。令和5年度は、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定年に当たるため、業務委託料の追加等の理由により、総務費は対前年度比9.8%の増となっております。

高齢化が進む中で、介護保険制度の安定的な運用が重要な課題となっております。第9期計画策定に向け、施策の効果や改善点を明らかにし、適正な要介護認定、保険料の収納強化、保険給付費の抑制など、適切に事業を推進し、より信頼と安心の置ける制度の維持に努めてまいります。

次に、議案第19号 令和5年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案につきましては、介護予防サービス事業特別会計の予算を歳入歳出それぞれ442万9,000円と定めるものでございます。

まず、歳入につきまして主なものを申し上げますと、要支援1、2と認定された方及び総合事業対象者に対してケアプラン等を作成する介護予防・ケアマネジメント費収入234万5,000円、一般会計繰入金等208万4,000円でございます。

続きまして、歳出の主なものといたしましては、介護支援専門員の人件費やシステム機器使用料など総務管理費等が240万3,000円、予防給付プラン等作成委託料であります予防介護・ケアマネジメント事業費が202万6,000円でございます。

次に、議案第20号 令和5年度玉村町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

まず、令和5年度水道事業の予定量でございますが、給水件数を1万7,665件、年間総配水量を478万4,000立方メートルとし、当初予算を編成いたしました。

次に、第3条の収益的収入及び支出の予定額でございますが、水道事業収益で5億7,245万1,000円を予定いたしました。その主なものは、給水収益等の営業収益が5億3,415万2,000円、営業外収益が3,829万8,000円でございます。

続いて、水道事業費用であります。5億4,661万8,000円を予定いたしました。その主なものは、営業費用が5億2,217万6,000円、借入金利子等の営業外費用が2,434万2,000円でございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。資本的収入につきましては1億9,297万1,000円を予定いたしました。その主なものは、企業債が1億7,100万円でございます。

続いて、資本的支出は4億1,096万3,000円を予定いたしました。その主なものは、建設改良費の2億8,836万4,000円と、企業債償還金の1億1,332万5,000円でございます。

建設改良費の内訳は、資本勘定職員の人件費が1,396万8,000円、水道施設整備工事費が2億6,691万6,000円、設計委託料が748万円でございます。

なお、資本的収支において不足する2億1,799万2,000円は、当年度分の損益勘定留保資金、過年度分及び当年度分の消費税及び地方消費税資本収支調整額、減債積立金で補填する予定でございます。

次に、第5条では、企業債の限度額を1億7,100万円とし、第6条では予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合として、収益的支出及び資本的支出における各項間の流用について定めており、第7条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を4,320万7,000円、交際費を1万円とし、第8条では棚卸資産購入限度額を870万1,000円と定めるものでございます。

引き続き、経費の節減と効率的な業務による健全な経営を図るとともに、安全で安定した水の供給が将来に向けて維持できるよう努めてまいります。

次に、議案第21号 令和5年度玉村町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

当町の下水道事業は、令和2年4月から発生主義による公営企業会計に移行しており、令和5年度は移行4年目となります。まず、令和5年度の業務の予定量でございますが、年度末整備済み面積として775ヘクタール、年間有収水量を279万6,000立方メートル、主な建設改良事業として管渠整備工事費4億6,170万円を第2条に決めました。

次に、第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。下水道事業収益で8億227万9,000円を予定いたしました。その主なものは、下水道使用料等の営業収益が3億4,066万1,000円、一般会計繰入金等の営業外収益が4億6,161万7,000円でございます。

続いて、下水道事業費用ですが、7億5,372万7,000円を予定いたしました。その主なも

のは、営業費用が6億5,347万4,000円、企業債利子等の営業外費用が9,765万2,000円でございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。資本的収入につきましては7億1,406万5,000円を予定いたしました。その主なものは、企業債の5億1,140万円、補助金の1億3,000万円でございます。

続いて、資本的支出は10億2,141万6,000円を予定いたしました。その主なものは、建設改良費の5億4,727万3,000円及び企業債償還金の4億7,414万3,000円でございます。

なお、基本的収支において不足する額3億735万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金、過年度分及び当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金並びに建設改良積立金で補填する予定でございます。

次に、第5条では、企業債の限度額を5億1,140万円と定め、第6条では一時借入金の限度額を4億円と定め、第7条では予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合として、収益的支出及び資本的支出における各項間の流用等を定めております。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を4,821万6,000円と定め、第9条では他会計からの補助金として一般会計からの基準外繰入金を1億2,923万4,000円と定めるものでございます。

最後になりますが、公共下水道の整備は町民生活の環境改善及び河川の水質保全のための重要施策であります。本町は、町全域が下水道整備の計画区域となっておりますので、積極的に整備を進めるとともに、効率的な業務により経営の健全化を図ってまいります。ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明を終了いたします。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。10分間休憩したいと思います。また、本日の日程終了まで引き続き審議を続けたいと思いますので、ご協力よろしく願いいたします。12時半再開いたします。

午後0時18分休憩

午後0時30分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） これより総括質疑を行います。

各予算に対する総括質疑は、玉村町議会運営に関する基準により、款項の範囲で行うようお願いい

たします。

最初に、日程第18、議案第15号 令和5年度玉村町一般会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

日程第19、議案第16号 令和5年度玉村町国民健康保険特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

日程第20、議案第17号 令和5年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

日程第21、議案第18号 令和5年度玉村町介護保険特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

日程第22、議案第19号 令和5年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

日程第23、議案第20号 令和5年度玉村町水道事業会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

日程第24、議案第21号 令和5年度玉村町下水道事業会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

これもちまして、令和5年度玉村町一般会計予算ほか6会計予算に対する総括質疑を全て終了いたします。



○予算特別委員会の設置・選任の件

◇議長（石内國雄君） お諮りいたします。

日程第18、議案第15号 令和5年度玉村町一般会計予算から日程第24、議案第21号 令和5年度玉村町下水道事業会計予算までの7議案については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第18、議案第15号から日程第24、議案第21号までの7議案については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、玉村町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議員全員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議員全員を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。



○日程第25 議案第22号 町道路線の認定について

◇議長（石内國雄君） 日程第25、議案第22号 町道路線の認定について、これより提案理由の

説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第22号 町道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案は、令和4年度道路台帳補正における認定に係るものでございます。

今回の認定路線数は1路線、延長55.24メートルとなっております。内容は、開発行為による道路整備後に、所有権を町に帰属させた道路を新規認定するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第26 議案第23号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

◇議長（石内國雄君） 日程第26、議案第23号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第23号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてご説明申し上げます。

本案は、令和5年4月1日から、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である桐生地域医療組合の名称が桐生地域医療企業団に変更されること、吾妻環境施設組合が新たに群馬県市町村総合事務組合の組織団体として加入されることとなったため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第27 議案第24号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

◇議長（石内國雄君） 日程第27、議案第24号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第24号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてご説明申し上げます。

本案は、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体に、令和5年4月1日から桐生地域医療企業団及び富岡地域医療企業団が加入することとなったため、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございま

す。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○散 会

◇議長（石内國雄君） 議事の都合により、3月3日から7日までの5日間は本会議は休会といたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、3月8日は、午前9時までに議場へご参集願います。

ご苦労さまでした。

午後0時40分散会